

土砂災害から命を守る防災教育支援ガイドライン（案）について

国土交通省砂防部砂防計画課 原 義文、中村 圭吾、糸氏 敏郎
太田川河川事務所 調査設計第二課 瀧口 茂隆、光井 伸典
NPO 法人 砂防広報センター○近藤 年範、鈴木 実

1. はじめに

わが国では、土砂災害をはじめ多くの自然災害が全国各地で発生し多くの人命が失われている。これは、自分たちが住んでいる地域は土砂災害に対して安全であると過信していること（安全神話）や、過去に近隣で起きた土砂災害の記憶や教訓を地域の中で引き継いでいくこと（防災文化）が形成されていないこと等のためであると考えられる。

土砂災害の防止には、ハード対策の他、地域住民が豪雨時等に適切な判断・行動をとることが必要であり、防災意識の向上とあわせて、小中学校等における土砂災害から命を守る防災教育（以下、砂防教育）を充実し、子供の頃から土砂災害に関する知識を涵養することが重要である。

このように、砂防部局において小中学校での砂防教育の取組みを支援することは土砂災害を軽減していくために重要な位置を占めるものであり、砂防教育の充実・拡大・継続のために本ガイドライン（5月発行予定）を作成するものである。本稿ではその概要を紹介する。

2. 砂防教育の現状

2.1 小中学校における砂防教育の現状

小中学校において、多くのことを教える必要があり砂防教育のために十分な時間を確保することが困難である。また、現在の教科書は土砂災害や砂防に関する項目を十分に記述することが困難である。さらに、全ての小中学校の教員が土砂災害に対する専門家ではなく、また、教員が自然災害や土砂災害に関する十分な情報を得ることが現状では難しい。

2.2 砂防部局による砂防教育支援の現状

直轄や都道府県の砂防部局では毎年、出前授業や現地見学会などの砂防教育を実施しており、それぞれ好評を得ている。しかし、その実施校は全国で200校程度に止まっており、全国の小中学校数34,158校（H17文部科学省）に対し1%に満たない数字であり、砂防部局だけの砂防教育には限界がある。

3. 小中学校における砂防教育の推進の必要性

(1) 土砂災害への正しい対応には子供の頃からの砂防教育が有効

子供の頃から土砂災害の現象や土砂災害危険箇所及び対策工事等を知り、単なる知識ではなく、知識を応用できる意識（考える力）を持ち、いざという時に自らの的確な判断の下で避難行動を意思決定するための自発的・能動的な判断力（行動する力）を養う学習機会を増やしていくことが重要であり、砂防部局として小中学校における砂防教育の取組を積極的に支援していくことが重要である。

(2) 新学習指導要領における防災教育の強化

新学習指導要領では、「自然災害が起こりやすい我が国では、日頃から防災に関する情報などに関心をもち国民一人一人が防災意識を高めることが大切であること」など砂防教育にも当てはまる内容が強化されている。

4. 土砂災害から命を守る防災教育の目的および目標・内容

(1) 目的

土砂災害から命を守る防災教育（砂防教育）は、「生きる力」を涵養することを目的とする。これにより、自発的・能動的な「土砂災害対応能力」の基礎を養うとともに、自らの“生命と財産を守る教育”となる。また、ボランティア活動などを通じ“共助や公助”に資する心の教育ともなる。

(2) 目標・内容

- ・土砂災害の現象・種類やメカニズム対策等を知り理解すること
- ・自発的・能動的に情報を収集し危険を察知するなど、自ら考え、主体的に判断することができるようになること
- ・自分の身は自分で守ろうとする態度や、地域の一員として協力しようとする態度等を身につけ、具体的な行動に結びつけること

砂防教育では知識を覚えることだけではなく、自分の生き方につなげていくことが大切となり「知る」、「考える」、「行動する」という3つの要素が重要である。

「知る」・・・知識を得る、感じる、見る、聞くこと。

「考える」・・・「なぜ？」という問いを發して課題を發見し、「どうしたらいい？」という

土砂災害から命を守る防災教育



問いととも、自発的に調べる、話し合う、思考する、工夫すること。
「行動する」・判断する、知識や経験を活用する、人や社会に働きかける、試す、制度を活用するなどの行動力をつけること。

●**主な教科等と砂防教育に係わる内容の関係**

- 社会：災害が発生する地形の特徴や地域の災害史、土砂災害の種類、地域の安全や溪流の環境を保全する砂防事業の必要性や効果、災害発生時の各関係機関の働き等
- 理科：流水による土砂の侵食や堆積、土地の成り立ち、土砂災害発生のメカニズム、森林資源の働きと防災効果の限界、火山と地震、豪雨等の気象、自然の恵みと災害、地球温暖化と集中豪雨の多発等
- 生活：身近な通学路周辺の自然と危険な場所や避難所等
- 道徳：自然環境に対する敬意や共生、高齢者と一緒に避難するなどの共助等
- 総合的な学習の時間・特別活動：自分たちが住んでいる近くの土砂災害危険箇所やその対策工事、避難場所・避難経路を入れたハザードマップの作成等

●**発達段階（学年）ごとに踏まえたい砂防教育の内容**

- 小学校低学年では、通学路に危険箇所があること、先生や大人の指示に従って避難する
- 小学校中学年では、土砂災害の種類、身近な土砂災害の危険箇所、その対策工事、豪雨時には危険箇所に近づかないこと、近所の人とも協力して避難すること、地震でも土砂災害が発生することなど
- 小学校高学年では、土砂災害が発生しやすい国土であること、地震・火山噴火でも土砂災害が発生すること、森林の土砂災害に対する限界があること、梅雨や台風で土砂災害が発生しやすいこと、災害が発生する地形の特徴や土砂災害の発生メカニズムの概要、その対策工事、災害発生時の地方公共団体の働きや復興など
- 中学校（1～3年）では、世界と比べた国土の特徴、地球温暖化による気象への影響と土砂災害との関係、身近な地域の土砂災害危険マップを自ら作成すること、地震による土砂災害（天然ダムを含む）、火山噴火とその土砂災害、自然の恵みと災害等の他、地域の共助を担う一員としての自覚・道徳心等

5. 砂防部局が支援できる内容

1) 教育関係者との連携手法

- (1) 地域の教育関係者への砂防教育の実施の依頼
- (2) 小中学校の教員を対象とした講習会の開催
- (3) 砂防教育に関する教材・学習の場・人材等の情報提供
- (4) 大学関係者連携：教養課程に砂防教育の講座、教員免許更新講習の活用

2) 砂防部局による砂防教育支援手法

- (1) 現場を見る：砂防の現地見学会の実施。砂防フィールド・ミュージアム等の活用
- (2) 出前講座の実施：防災教育カリキュラム（教科学年別項目）を認識し資料を作成
- (3) 砂防教育の専門家の育成：砂防ボランティア等の協力要請
- (4) 砂防教育の場の充実：「学ぶ場」や「発表する場」の充実

3) 子供の発達段階に応じた教材の作成と提供方法

- (1) 副読本：小学校1,2年生、3,4年生、5,6年生、中学生の4つに区分する。
- (2) 映像関係：疑似体験的に土砂災害を学ぶことが可能、積極的に提供する。
- (3) 模型等体験装置：降雨体験装置や土石流・がけ崩れ・地すべり実験装置等があり、実現象に近い形で学ぶことが可能なため、積極的に提供する。
- (4) その他の教材：机上訓練教材を開発し提供する。

6. おわりに

本ガイドラインは砂防部局向けの全国版として作成したものであり、今後、地域の土砂災害特性や社会特性を考慮した地域版ガイドラインをそれぞれの事務所で作成し、地域の教育委員会や現場の先生方と連絡を取り、地域の小中学校での「土砂災害から命を守る防災教育の支援」を実施することが望ましい。また、地域の現場の教員が活用しやすい教員用の資料を作成することも有効である。

なお、本ガイドラインは平成19年度・20年度の合計3回にわたる「小中学校における土砂災害防止教育に関する懇談会」で検討され、懇談会委員の先生方のご意見を踏まえ作成されたものである。懇談会委員の先生方をはじめ関係者各位にこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。